

高年齢労働者の転倒災害が増加しています！！

～転ばぬ先の杖で、準備はしっかり、抜かりなく～

平素は労働基準行政にご理解、協力をいただいておりますことにつきまして厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年の京都府内で発生した労働災害中、『転倒災害』は、最も多く、労働災害全体の約2割を占めており、ここ数年は増加の一途をたどっております。

また、転倒災害の約7割は50歳以上の労働者で発生しており、特に、京都府北部地域の労働基準監督署（福知山署、舞鶴署、丹後署）の管内においては、その割合が約8割近くとなっています。

転倒による労働災害を防止することは、高齢者が活躍できる社会の実現や生産性向上の観点からも、大変重要です。

こうした中で、厚生労働省では、転倒災害撲滅に向けて、

「STOP！転倒災害プロジェクト」

を推進しており、全国安全週間（7月1日～7月7日）の準備月間である6月をこのプロジェクトの重点的な取組み期間としています。

各職場におかれましては、別添のリーフレットや裏面などを参考に、この取組み期間中に転倒災害のおそれがある箇所の点検や、転倒災害の防止対策を実施していただくなどの取組みをお願いいたします。

また、京都労働局では昭和60年から、「**京都ゼロ災3か月運動**」を7月1日から9月30日までの期間で実施しています。

京都府内の多くの事業場にこの運動に参加していただき、「労働災害ゼロ」を目指して、安全・健康・快適な職場づくりを行っていただくとともに、皆様が令和4年度を無事故で、笑顔で過ごすことができることを祈念いたしまして、各労働基準監督署からのメッセージとさせていただきます。



京都ゼロ災3か月運動
シンボルマーク



清水焼で作られた
「無事カエル」

令和4年6月1日
福知山労働基準監督署長
舞鶴労働基準監督署長
丹後労働基準監督署長

転倒災害防止に向けて職場での実施事項

職場内点検実施後は、以下の対策を講じてください。

- (1) 通路、階段、出口に物を放置しないこと
- (2) 床の水たまりや油類などは放置せず、その都度取り除くこと
- (3) 通路や玄関口など多数の人が通行する箇所は、安全に移動できる十分な明るさを確保すること
- (4) 階段に手すり・滑り止めを設置し、両手に物を持って昇降しないよう注意を促す表示を行うこと
- (5) 段差のある箇所や滑りやすい場所に、注意を促す表示を行うこと
- (6) 転倒しやすい場所の危険マップの作成し、見やすい箇所に掲示すること
- (7) 履物は滑りにくく、つま先の高さがあるものを選定すること
- (8) ストレッチや転倒予防体操を取り入れること

(参考)

「転倒予防・腰痛予防の取組」(厚生労働省 HP)

※リーフレットや教材などのダウンロードができます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>



「業種別転倒災害防止事例集」(京都労働局 HP)

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/newpage_00386.html

